

## 報告第 2 2 号

### 臨時代理の報告について

東広島市教育委員会組織規則（平成 1 9 年東広島市教育委員会規則第 3 号）の一部改正について、東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 2 0 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 4 月 2 6 日提出

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

#### 1 報告理由

東広島市教育委員会組織規則の一部改正に当たり、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

#### 2 臨時代理の内容

##### (1) 改正の内容

平成 3 0 年度教育委員会事務局の組織体制として、生涯学習部文化課に美術館係を設置するとともに、分掌事務に係る所要の規定の整備を行う。

##### (2) 改正年月日

平成 3 0 年 4 月 1 日

#### 3 臨時代理年月日

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

#### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

## 東広島市教育委員会規則第7号

東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

### 東広島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の表生涯学習部の部文化課の項中「調査係」の右に「、美術館係」を加える。

第7条第3項の表美術振興係の項第2号から第4号までを削り、同項第5号中「芸術文化ホール」を「東広島芸術文化ホール（東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成26年東広島市条例第5号）第1条に規定する東広島芸術文化ホールをいう。）」に改め、同号を同項第2号とし、同項第6号中「芸術文化関係団体」を「芸術文化に関する活動を行う団体」に改め、同号を同項第3号とし、同項第7号を同項第4号とし、同表に次のように加える。

#### 美術館係

- (1) 美術館の整備に関すること。
- (2) 美術館の管理運営に関すること。
- (3) 美術館協議会（東広島市立美術館設置及び管理条例（昭和53年東広島市条例第21号）第4条第1項に規定する東広島市立美術館協議会をいう。第24条第2号において同じ。）等の庶務に関すること。

第24条中「（昭和53年東広島市条例第21号）」を削る。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

新			旧		
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 事務局（第4条—第11条）</p> <p>第3章 教育機関（第12条—第25条）</p> <p>第4章 雑則（第26条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（事務局の内部組織）</p> <p>第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。</p>			<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 事務局（第4条—第11条）</p> <p>第3章 教育機関（第12条—第25条）</p> <p>第4章 雑則（第26条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>（事務局の内部組織）</p> <p>第5条 事務局の内部組織を次のとおり設置する。</p>		
部	課	係等	部	課	係等
学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係	学校教育部	教育総務課	教育総務係、学校財務係、施設安全係
	学事課	学務職員係、保健給食係		学事課	学務職員係、保健給食係
	指導課			指導課	
	青少年育成課	青少年係		青少年育成課	青少年係
生涯学習部	生涯学習課	学習総務係、施設運営係、学習支援係、人権教育担当	生涯学習部	生涯学習課	学習総務係、施設運営係、学習支援係、人権教育担当
	スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係		スポーツ振興課	生涯スポーツ係、スポーツ施設係
	文化課	文化財係、芸術振興係、調査係、美術館係		文化課	文化財係、芸術振興係、調査係
<p>（学校教育部の分掌事務）</p> <p>第6条（略）</p> <p>第7条</p> <p>3 生涯学習部文化課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>芸術振興係</p> <p>（1）芸術文化の振興に関すること。</p>			<p>（学校教育部の分掌事務）</p> <p>第6条（略）</p> <p>第7条</p> <p>3 生涯学習部文化課の各係の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>芸術振興係</p> <p>（1）芸術文化の振興に関すること。</p>		

新	旧
<p>(2) <u>東広島芸術文化ホール（東広島芸術文化ホールの設置及び管理に関する条例（平成26年東広島市条例第5号）第1条に規定する東広島芸術文化ホールをいう。）の管理運営に関すること。</u></p> <p>(3) <u>芸術文化に関する活動を行う団体に関すること。</u></p> <p>(4) <u>文化活動に関すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>美術館係</p> <p>(1) <u>美術館の整備に関すること。</u></p> <p>(2) <u>美術館の管理運営に関すること。</u></p> <p>(3) <u>美術館協議会（東広島市立美術館設置及び管理条例（昭和53年東広島市条例第21号）第4条第1項に規定する東広島市立美術館協議会をいう。第24条第2号において同じ。）等の庶務に関すること。</u></p> <p>第8条～第23条（略）</p> <p>（美術館）</p> <p>第24条 東広島市立美術館設置及び管理条例に基づき設置された東広島市立美術館（以下「美術館」という。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>第25条及び第26条（略）</p>	<p>(2) <u>美術館の整備に関すること。</u></p> <p>(3) <u>美術館の管理運営に関すること。</u></p> <p>(4) <u>美術館協議会の庶務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>芸術文化ホールの管理運営に関すること。</u></p> <p>(6) <u>芸術文化関係団体に関すること。</u></p> <p>(7) <u>文化活動に関すること。</u></p> <p>（略）</p> <p>第8条～第23条（略）</p> <p>（美術館）</p> <p>第24条 東広島市立美術館設置及び管理条例（昭和53年東広島市条例第21号）に基づき設置された東広島市立美術館（以下「美術館」という。）の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>第25条及び第26条（略）</p>